

入札監理小委員会における審議結果報告書 「海外事業活動基本調査」

経済産業省の「海外事業活動基本調査」について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○事業の目的及び概要

本調査は、我が国企業の海外事業活動の実態を把握するため昭和46年から毎年実施しており、その結果をもとに、各種施策の企画、立案、実施のための基礎資料を得ることを目的とし、統計法の「一般統計調査」として実施している。

○調査対象（全数調査）

本調査は、毎年3月末現在で、海外に現地法人を有する我が国企業（金融・保険業、不動産業を除く。以下、「本社企業」という。）を対象とする。

- ・本調査における「現地法人」は、海外子会社と海外孫会社の総称。
- ・海外子会社とは、日本側出資比率が10%以上の外国法人をさす。
- ・海外孫会社とは、日本側出資比率が50%超の海外子会社が50%超の出資を行っている外国法人をさす。
- ・なお、現地法人は全ての業種を対象とする。

○事業期間

令和4年4月から令和7年3月

(2) 選定の経緯

平成27年度、業界団体から「市場化テストの対象事業拡大の取組を推進すべき。」との意見に基づき、経済産業省に市場化テスト導入の意向確認を行ったところ、自主的に選定されたもの。（過去4年間、落札事業者が同じ。平成28年度：1者応札、29、30年度2者応札（予定価内1者）、令和元年～令和4年：1者応札 となっており、実質的に1者応札が続いている。）

2. 事業の評価を踏まえた対応について

第625回入札監理小委員会にて、指摘があった論点は以下のとおり。

【論点1】競争性の改善に向けての取組

経済産業省が作成した Stats システムを利用している他の事業者にも入札公告の際、興味を持ってもらえるよう、広報等を行うよう対応されたい。

【対応1】本事業は、業界団体からの要望を踏まえ、市場化テストを導入。しかしながら、実質的に1者応札に近い状況のため、改めて、業界団体へ、パブリックコメントの募集や公告の際には、ホームページへの掲載や会員への周知を依頼し、協力への内諾を得ている。

また、委員からの指摘を踏まえ、経済産業省が作成した Stats システムを利用している事業者等への広報を強化していく予定。

また、従来、入札参加資格を「A、B」に限定していたところであるが、より多くの事業者の参入を促すため、「A～D」に広げ、参入障壁を下げているところ。ただし、調査の質の確保の観点から、「調査・研究」の営業品目を選択した者」という実績要件を明示している。(P29「6」)

令和元年から令和3年契約事業において、説明会に参加した事業者から「企画提案提出〆切までの期間が長ければ、参入する可能性が大きくなる」との指摘を受け、入札公告を1月上旬から12月下旬に繰り上げ、約5営業日ほど期間を長くとする予定。(P30「1. 民間競争入札に係るスケジュール(予定)」)

【論点2】事業者に蓄積されているノウハウを納品物として納品させ、経済産業省が事業を引き継げるよう実施要項の記載ぶりの検討。

【対応2】納品物件として、「セキュリティ管理マニュアル、電話による調査協力依頼及び督促のマニュアル、問い合わせ・苦情対応マニュアル、個票審査マニュアル、サマリー審査マニュアル、人件費・事業費の内訳がわかる資料、提案書に記載した提案とその効果を示した資料及び引き継ぎ資料を事業報告書」として記載を追加。(P25「4. 納品物件」)

3. その他の修正変更について

(1) 時点修正

(2) 調査票、記入の手引きのユニバーサルデザイン原稿の作成(P6)、電子メールの送受信のドメインの取得(P8)

(3) 評価点の見直し(P33)及び提出書類の具体化(P46)

(4) 情報セキュリティの追記(経済産業省内の統一的な指示により)実施要項(P19~23)、様式1~様式2(P64~67))

等

4. 実施要項(案)の審議結果について

入札監理小委員会において、指摘のあった主な点は以下のとおり。

【指摘1】実施要項案P8「電子メールは、送受信可能な政府機関ドメイン名「go.jp」を取得(費用は民間事業者が負担)し使用すること」との記載について、取得手続きの詳細や取得費用を盛り込めないか。

【対応1】実施要項に取得手続きの詳細として「ドメイン名取得のための事務手続きは民間事業者が行うこと(申請者(登録者)名は経済産業省、技術連絡先及び費用請求先は民間事業者とする)」を追記。

具体的な取得費用については、サービスを提供する事業者により価格設定が一律ではなく明示することが難しいため、入札説明会において、過去の事例を説明予定。

【指摘2】実施要項案P44(別紙1評価項目一覧)「本業務に関して、経済産業省が開示した情報(公知の事実を除く。)及び業務上知り得た情報等

を漏えい又は盗用してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。」の記載について、想定している「必要な措置」の具体的な内容を盛り込めないか。

同様に、実施要項案 P45（別紙 1 評価項目一覧）「類似調査の受託実績があるか」「本業務従事予定者に、調査内容に関する専門知識・ノウハウ等があるか（2年以上の業務従事経験）」の記載について、想定している「類似調査」「調査内容に関する専門知識」の具体的な内容を盛り込めないか。

【対応 2】現状、経済産業省で実施している企業を対象とした調査の評価事項としてほぼ横並びで同じ内容を記載。予め条件を限定せず民間事業者から提案を期待して、その内容により評価を行いたいため変更は考えていない。

入札説明会においても、経済産業省の考え方を説明し、民間事業者から経済産業省が評価する上での基準等の照会があれば、しっかり回答していく予定。例えば、同じ統計調査の実績であっても、人・世帯を対象とする調査よりも、企業を対象とする調査をより評価したい旨を説明する予定。

【指摘 3】実施要項案 P48（別紙 2）民間事業者の実施体制の表にある人日数が、令和元年度に比べて令和 2 年度が減っている理由を、盛り込めないか。

【対応 3】減少の理由としては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により調査日程を変更したことによる影響、契約 2 年目で業務の効率化・習熟度の向上による削減効果等と分析しているところ。

この理由のうち業務効率化に関しては、この点に注目が集まってしまうことにより経済産業省が期待する契約期間中の業務改善の取り組みが疎かになってしまう懸念もあるため、減少の理由として記載することはできれば避けたい。もう一点の理由については、客観的事実であることから「令和 2 年度調査は、新型コロナウイルス感染症の影響により日程を変更して実施した」ことを、表下部に記載する。

5. パブリックコメントの対応について

意見招請を令和 3 年 10 月 1 日から 11 月 1 日を実施したが 2 通 17 件の意見等が寄せられたが、実施要項（案）の実質的な修正に至る意見等はなかった。